

【貸与型奨学金】

令和5年度 日光市奨学生募集要項

【高等学校生・高等専門学校生等】

日光市では、教育の機会均等を図るため、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難な方に対して奨学金の貸付を行っています。

◆ 奨学金の受付期間、貸付額等 ◆

	修学資金	入学一時金
受付期間	令和4年10月3日(月) ～随時 ※令和5年4月末日までに貸付希望の方は、 <u>令和5年3月10日(金)までに申請してください。</u> ※家計急変などにより修学が困難になった場合、年度途中でも申請を受け付けます。問い合わせ先にご相談ください。 ※5月以降の申込の場合、申込月から貸付の対象になります。	令和4年10月3日(月) ～令和5年3月17日(金) ※令和5年3月末日までに貸付希望の方は、選考の都合上、 <u>令和5年2月1日(水)までに申請してください。</u>
貸付額等	①自宅通学 月額:20,000円 ②自宅外通学 月額:20,000円 又は 30,000円から選択	・100,000円以内
利子	無利子	
貸付期間	在学する学校の正規の修学期間	
選考方法及び決定	日光市教育委員会会議において、所得状況、推薦調書等を審査し、市長が決定します。	
貸付方法及び時期	<u>令和5年4月中旬に在学証明書を提出</u> いただき、在学状況を確認した後に分割して貸付します。 ※貸付決定から振込まで約1ヶ月かかります。 ※貸付時期は四半期(3ヶ月分)と半期(6ヶ月分)のいずれかを選択いただきます。	通常は修学資金と併せて4月に貸付しますが、3月末日までに貸付を希望される場合は、貸付決定後に随時貸付します。 ※貸付決定から振込まで約1ヶ月かかります。
償還方法及び期間	奨学金の貸付を受けて修学している学校を卒業した日後、1年を経過した日の属する月の翌月から貸付期間の3倍に相当する期間内に、年賦、半年賦、又は月賦により奨学金を償還しなければなりません。ただし、償還期間を短縮して償還することもできます。 例: 高等学校を卒業した場合	

◆ 貸付要件 ◆

日光市奨学金の貸付を受けようとする者は、次の要件を備えていなければなりません。

- (1) 保護者が市内に居住していること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校・高等専門学校又はこれと同等の学校に在学していること。
- (3) 学業成績が優秀で、健康であること。（別紙「日光市奨学生認定基準」を参照）
- (4) 経済的理由により修学が困難であること。（別紙「日光市奨学生認定基準」を参照）
- (5) 確実な連帯保証人を付すこと。
※連帯保証人は、独立の生計を営んでいて、奨学生本人・保護者と別世帯の方、かつ、弁済の資力を有する（奨学生本人が償還完了するまでの確実な保証能力がある）と認められる方です。
- (6) 保護者、連帯保証人ともに市税の滞納がないこと。

※他の奨学金と併用することもできます（ただし、併用先の奨学金が併用を認めていない場合は、併用できません）。

◆ 提出書類 ◆

- (1) 奨学金貸付申請書（様式第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
※奨学金貸付申請書に捺印する印鑑は、保護者、連帯保証人ともに印鑑登録してあるもの（実印）を使用してください。
- (2) 卒業中学校長又は在 schools 長の推薦調書（様式第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
※未開封のもの。開封したものは無効。
- (3) 合格通知書（写し）（在学中の方や4月以降申請の方は「在学証明書（原本）」）・ 1通
※申請時に合格通知書（写し）を提出いただいた場合、貸付決定後、4月中旬に改めて「在学証明書」を提出していただきます。
- (4) 住民票（写し）【市民課発行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
※世帯全員、続柄記載のもの。
- (5) 印鑑証明書【市民課発行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
※保護者、連帯保証人それぞれ1通ずつ提出。
- (6) 所得証明書【税務課発行】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
※所得証明書については、申請書添付用の様式で、同一世帯の所得者全員分の証明を受けてください。
※奨学金の申請日が令和5年6月30日までの場合は令和3年中の所得証明書、令和5年7月1日以降の場合は令和4年中の所得証明書をご用意ください。
- (7) 市税の納付状況に関する調査の同意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通
※連帯保証人が「市内」の方の場合、この同意書に基づき納付状況を調査します。
※連帯保証人が「市外」の方の場合、お住まいの自治体で市町村税を完納していることを証明する書類が必要になります。（課税証明書は不可）

◆ 提出先（お問い合わせ先） ◆

〒321-1292 日光市今市本町 1 番地

日光市教育委員会事務局 学校教育課 教育総務係

☎ 0288-21-5181

◆ 注意事項 ◆

奨学金は、貸与を受けた学生本人が、将来にわたって返還していくものです。応募にあたっては、ご家庭や学校等で十分相談してください。

- (1) 申請の際には必ず「奨学金を受けようとする者（奨学生本人）」と「保護者」の2名で学校教育課へお越しください（郵送による申請は不可）。
- (2) 保護者の市外転出、学業成績・素行不良、退学等、奨学金の貸付を受ける要件を欠いた場合には、奨学金を一括償還していただきます。
- (3) 奨学金の貸付が完了したときには、保護者及び連帯保証人と連署の上、「奨学金借用証書」を提出していただきます。
※期日までに提出されない場合、奨学金の一括償還を請求します。
- (4) 奨学金の返還を正当な理由無く遅延した場合、連帯保証人への連絡や請求を行い、年 14.6%の延滞利息や奨学金の一括償還を請求します。

日光市奨学生認定基準(高等学校生・高等専門学校生等)

1. 「学業成績が優秀で、かつ、健康であること。」

(1) 認定基準

学習活動その他の品行が正しく、健康で、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある人。

2. 「経済的理由により修学が困難であること。」

(1) 認定基準

本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の前年中の認定所得金額(※)が、表1の収入基準額以下である人。

(※) 認定所得金額とは

父母又はこれに代わって家計を支えている人の総収入金額(給与所得の場合は表2に掲げる算式により求めた所得額、給与所得以外の場合は収入金額から必要経費(売上原価、営業経費)を差し引いた金額)から、表3の特別控除額を差し引いた金額。

(2) 認定所得金額の算定方法

表1 収入基準額表

世帯人員	収入基準額(円)
1人	1,290,000
2人	2,060,000
3人	2,380,000
4人	2,570,000
5人	2,760,000
6人	2,930,000
7人	3,070,000
7人を超える場合	人員が1人増すごとに140,000円を、世帯人員7人の収入基準額(3,070,000円)に加算

表2 給与所得の所得額の計算式

年間収入金額 (万円未満切捨て)	所得額 (万円未満切捨て)
329万円以下	0円
330万円以上400万円以下	年間収入金額×0.8－262.6万円
401万円以上878万円以下	年間収入金額×0.7－222.6万円
879万円以上	年間収入金額－486万円

【注1】 給与所得の場合、次により計算する。

認定所得金額＝表2により求めた所得額－表3の控除額
(収入金額及び所得額は、1万円未満を切捨てて計算する。)

【注2】 給与所得以外の場合は、次により計算する。

認定所得金額＝収入金額から必要経費(売上原価、
営業経費)を差し引いた金額－表3の控除額

計算例 家族5人…父・母・祖母・本人(4月から高校)・弟(中学生)

所得額	父 : 年収 550 万円 × 0.7 - 222.6 万円 = 162.4 万円 (表2) → 162 万円 (1万円未満を切捨) 母 : 年収 300 万円 → 0 円 (表2) 祖母: 年収 60 万円 → 0 円 (表2)
控除額	本人: 19 万円 (表3) - (7) 弟 : 17 万円 (表3) - (2)

→ **認定所得金額(所得額－控除額) - 収入基準額(表1) = マイナスになれば基準内**

(162万円+0円+0円-19万円-17万円) -276万円 = -150万円

表3

特 別 控 除 額 表

控除額の理由		特 別 控 除 額					
世帯を対象とする控除	(1)母子・父子世帯の場合	49万円					
	(2)就学者のいる世帯の場合 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校		9万円	中学校		17万円
					自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立		19万円	41万円	
			私立		33万円	54万円	
		高等専門学校	国・公立 1～3年次		28万円	50万円	
			国・公立 4～5年次		40万円	62万円	
			私立 1～3年次		54万円	76万円	
			私立 4～5年次		66万円	88万円	
		大 学	国・公立		67万円	116万円	
			私立		111万円	159万円	
		専修学校	高等課程	国・公立	7万円	18万円	
				私立	29万円	39万円	
	専門課程		国・公立	25万円	71万円		
私立			79万円	123万円			
(3)障害者のいる世帯の場合	障害者1人につき(※障害者手帳の写し添付)			99万円			
(4)長期療養者のいる世帯の場合	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額						
(5)主たる家計支持者が別居している世帯の場合	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とする。						
(6)火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額。						
(7)本人を対象とする控除	19万円						

- 注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できる。
 2 出願者本人分の控除については(7)を適用し、(2)には含めない。